

表 2 - 1 板厚測定(特定タンク用)

測定部	定点測定箇所	細分測定Ⅰの測定箇所* ¹ (図6)	参考図	細分測定Ⅱの測定箇所* ² (図7)	
				新法タンク及び第1段階基準タンク	第2段階基準タンク、新基準特定タンク 及び旧基準特定タンク
アニュラ板 (アニュラ板の無い 場合にあっては底 板をいう。以下同 じ。)	側板内面より 500mmの範囲を、おおむね 100mmの 間隔で千鳥状にとった箇所及び内面腐食の発生してい る箇所* ⁴ (169号)	_____	図 1	最小厚さの 90%以下となった箇所	設計板厚の 90%以下となった箇所
	外面張出し部は、腐食の認められる箇所のほか、周 方向に 2mピッチで張出し部の中央の箇所* ⁵	_____			
底 板	側板内面より 500mm 以外の部分については、おおむ ね 1m以下の等間隔で格子状にとった箇所* ⁴ (169号)	板厚の 90%以下となっ た箇所* ³	図 2	細分測定Ⅰの結果、最小値の箇所又は最小 厚さの 80%以下となった箇所	細分測定Ⅰの結果、最小値の箇所又は設計 板厚の 80%以下となった箇所
	底板をおおむね 1m以下の格子状にとった箇所* ⁴ (169号)				
アースの設置箇所 及び水抜き付近	側板直近を幅 600mm でタンク中心に向かって 300mm の範囲をおおむね 100mm の間隔でとった箇所* ⁴ (169号)	_____	図 3	最小厚さの 80%以下となった箇所	設計板厚の 80%以下となった箇所
側 板	最下段においては隅肉溶接側板側止端部近傍及び当 該部分から上方へ 300mm までの範囲内において、鉛直 方向 100mm 間隔毎に水平方向におおむね 2mの間隔 でとった箇所(169号、29号)	_____	図 4	それぞれの段における最小値の箇所 (29号)	同 左
	最下段以外の段について、各段 3点以上の箇所 (29号)	_____			
	腐食の認められる箇所(169号)	_____			
屋 根 板	屋根板 (全て)	一枚あたり 3点以上の箇所	図 5①	_____	
	浮き屋根および浮き蓋 のボンツーン* ⁶	平成 17年 12月 19日付消防危第 295号による測定 方法	図 5②	_____	

注) ※1 細分測定Ⅰとは、相隣接する定点までをおおむね 200mm の等間隔でとった箇所を測定することをいう。

※2 細分測定Ⅱとは、測定箇所を中心に半径 300mm の範囲について、おおむね 30mm の間隔でとった箇所を測定することをいう。

※3 板厚とは、新法タンクにあっては最小厚さ (告示 4条の 17に規定する最小厚さをいう。)、旧法タンクにあっては設計板厚をいう。

※4 当該定点測定については、底板の材質、貯蔵危険物及び過去の開放点検結果を考慮して、昭和 52年消防危第 56号通達に基づき実施することができる。ただし、この場合は、屋外タンク貯蔵所内部
開放点検計画書 (堺規則第 6条) の提出時等の機会をとらえ消防局若しくは消防署と協議すること。

※5 新法タンク及び第 1段階基準タンクのみ。

※6 告示第 4条の 21の 3に定めるもの (シングルデッキで容量 20,000kl 以上及び容量 20,000kl 未満であって Hc が 2.0m 以上となるもの) のみ (本板厚は浮き屋根および浮き蓋の構造計算に使用する)。